

見 本

令和●●年（ホ）第●●●●●号 会社法違反事件

過 料 決 定

商号 株式会社●●●●●

住所 さいたま市浦和区高砂3丁目16番45号

氏名 ●●●●●

主 文

上記の者を過料金100,000円に処する。

本件手続費用は、同人の負担とする。

理 由

上記の者は、上記会社の代表取締役就任していたところ、役員が退任し、法定の員数を欠くに至ったのに、令和●●年●●月●●日までその選任手続を怠った。

適 条

会社法第976条、非訟事件手続法第120条、第122条

令和●●年●●月●●日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判官 ●●●●●

上記は謄本である
令和●●年●●月●●日
同庁裁判所書記官 ●●●●●

印